

## (29) 学校法人石田学園広島経済大学における学生に対する セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人石田学園広島経済大学（以下「本学」という。）における学生の修学上の適正な環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教職員が学生及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生及び関係者が教職員及び学生を不快にさせる性的な言動（具体的には、本学学生に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためのガイドラインの定義による。）

(2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題

セクシュアル・ハラスメントのため学生の修学上の環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して学生が修学上の不利益を受けること。

(教職員及び学生の責務)

**第3条** 本学の教職員及び学生は、この規程を尊重し、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意するほか、セクシュアル・ハラスメントを防止及び排除するよう努めなければならない責務を等しく負うものとする。

(監督者の責務)

**第4条** 教職員又は学生を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、修学上の適正な環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意して、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、教職員及び学生の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 教職員及び学生の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(学長の責務)

**第5条** 学長は本学の学生に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 学長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、本学の教職員及び学生に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、実態調査、意識調査等により啓発活動を行うものとする。

3 学長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、本学に所属する教職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

4 学長は、新たに教職員となった者に対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため及び新たに監督者となった教職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止に関し、その求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

5 学長は本学におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談に対応するため、学生相談室・保健室などに相談窓口を設け、相談員を任命し公表する。

(相談への対応)

**第6条** 学生は、直接に相談員等に相談することができるほか、手紙・電話・ファックス・メールなどでも受け付けられ、匿名であっても受け付けられる。

2 相談員等は相談者の立場にたって相談を聞き、相談内容がセクシュアル・ハラスメントにあたるかを判断する。

3 相談員等は相談者のセクシュアル・ハラスメントに対しての具体的な解決方法を支援する。

4 相談員等は、相談者の意向を尊重し、相談の段階では他に報告しない。相談者が問題の解決を希望する場合、学長に報告する。

5 学長は相談員からの報告により速やかに調査委員会を設ける。

6 調査委員会は両性で構成し、人権問題等検討委員長及び弁護士等外部の専門家を含めるものとするが、相談者と直接利害関係にある者は除外する。

(秘密の保持)

**第7条** 調査委員会委員及び相談員は、対応にあたって、当事者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(処分等)

**第8条** 学長は、セクシュアル・ハラスメントに関する調査委員会等の報告によりセクシュアル・ハラスメントに起因する問題の事実関係が確認された場合は、理事長に報告するものとする。理事長は、当該セクシュアル・ハラスメントを行った者に対し処分を行うとともに、結果を公表するものとし、被害者の修学上の環境改善又は不利益の解消に必要な措置を講じなければならない。

2 相談者は経過や結果に不服がある場合は相談員等を通じて不服を申し立てることができる。  
(不利益な取扱いの禁止)

**第9条** 学長その他の教職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する相談の申出、調査への協力、その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(その他)

**第10条** この規程に定めるもののほか、セクシュアル・ハラスメントの防止等について必要な事項はセクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン等により学長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成13年7月19日から施行する。